

仙台空港特定運営事業等募集要項等 修正表（平成 26 年 10 月 22 日修正）

平成 26 年 10 月 22 日

仙台空港特定運営事業等 公共施設等運営権実施契約書（案）

章・節	頁	修正前	修正後
第 4 章 第 13 条 第 2 項	11	前項の他、運営権者は、事業期間中、ビル施設事業者をして、前項各号に掲げる業務の他、空港用地内において、前項第(1)号(ii)及び同第(2)号(ii)記載の業務以外の任意事業を実施させることができる。なお、空港運営事業開始日の前日までに <u>ビル施設事業者</u> がかかる任意事業を実施する場合、運営権者は、 <u>ビル施設事業者をして、当該任意事業の実施に必要な範囲において、第 20 条第 1 項に定める国有財産無償貸付契約に先んじて空港用地の使用許可等を受けさせなければならない。</u>	前項の他、運営権者は、事業期間中、ビル施設事業者をして、前項各号に掲げる業務の他、空港用地内において、前項第(1)号(ii)及び同第(2)号(ii)記載の業務以外の任意事業を実施させることができる。なお、空港運営事業開始日の前日までに <u>ビル施設以外においてかかる任意事業を実施する場合、運営権者は、当該任意事業の実施に必要な範囲において、第 20 条第 1 項に定める国有財産無償貸付契約に先んじて空港用地の使用許可等を受けなければならない。</u>
第 20 章 第 90 条 第 2 項(2)	46	①当該情報を知る必要のある国若しくは運営権者及びビル施設事業者の従業員、 <u>代理人、請負人</u> 若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、又は②当該情報を知る必要のある運営権者の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ国との間で合意された会社等若しくはそれらの従業員、 <u>代理人、請負人、</u> 若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、国、運営権者及びビル施設事業者と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合	①当該情報を知る必要のある国若しくは運営権者及びビル施設事業者の従業員 <u>等</u> 若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、又は②当該情報を知る必要のある運営権者の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ国との間で合意された会社等若しくはそれらの従業員 <u>等</u> 若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、国、運営権者及びビル施設事業者と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合

章・節	頁	修正前	修正後
別紙 3 4.	59	本誓約書に関する事項につき、裁判所により開示が命ぜられた場合、当社らが本事業に関する資金調達に必要として開示する場合、又は①当該情報を知る必要のある当社らの従業員、<u>代理人、請負人</u>若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、若しくは②当該情報を知る必要のある運営権者の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ国との間で合意された会社等若しくはそれらの従業員、<u>代理人、請負人、</u>若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、当社らと同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合を除き、国の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本誓約書の目的以外には使用しないこと。	本誓約書に関する事項につき、裁判所により開示が命ぜられた場合、当社らが本事業に関する資金調達に必要として開示する場合、又は①当該情報を知る必要のある当社らの従業員等若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、若しくは②当該情報を知る必要のある運営権者の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ国との間で合意された会社等若しくはそれらの従業員等若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、当社らと同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合を除き、国の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本誓約書の目的以外には使用しないこと。
別紙 7-1 第 16 条 第 2 項(2)	70	①当該情報を知る必要のある国若しくは運営権者の従業員、<u>代理人、請負人</u>若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、又は②当該情報を知る必要のある運営権者の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ国との間で合意された会社等若しくはそれらの従業員、<u>代理人、請負人、</u>若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、国及び運営権者と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合	①当該情報を知る必要のある国若しくは運営権者の従業員等若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、又は②当該情報を知る必要のある運営権者の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ国との間で合意された会社等若しくはそれらの従業員等若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、国及び運営権者と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
別紙 7-2 第 16 条 第 2 項(2)	76	①当該情報を知る必要のある国若しくは運営権者の従業員、<u>代理人、請負人</u>若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、又は②当該情報を知る必要のある運営権者の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ国との間で合意された会社等若しくはそれらの従業員、<u>代理人、請負人、</u>若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、国及び運営権者と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合	①当該情報を知る必要のある国若しくは運営権者の従業員等若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、又は②当該情報を知る必要のある運営権者の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ国との間で合意された会社等若しくはそれらの従業員等若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、国及び運営権者と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合

章・節	頁	修正前	修正後																													
別紙 8-1	81	<table><tr><th rowspan="2">用途</th><th rowspan="2">対象範囲</th><th colspan="2">義務の内容</th></tr><tr><th>契約方法・期間</th><th>貸付金額</th></tr><tr><td>航空保安大学校 岩沼研修センター研修用無線施設等敷地</td><td>宮城県名取市下増田字南原 土地 地表 12,771.25 m² 埋設管敷 2,044.17 m²</td><td>・ 使用貸借契約 ・ 期間 1 年の自動更新 (空港運営事業終了日迄)</td><td rowspan="2">・ 無償</td></tr><tr><td>航空保安大学校 岩沼研修センター敷地</td><td>宮城県岩沼市下野郷北長沼 4 土地 地表 ● m²</td><td>・ 使用貸借契約 ・ 期間 1 年の自動更新 (告示範囲変更日迄)</td></tr></table>	用途	対象範囲	義務の内容		契約方法・期間	貸付金額	航空保安大学校 岩沼研修センター研修用無線施設等敷地	宮城県名取市下増田字南原 土地 地表 12,771.25 m ² 埋設管敷 2,044.17 m ²	・ 使用貸借契約 ・ 期間 1 年の自動更新 (空港運営事業終了日迄)	・ 無償	航空保安大学校 岩沼研修センター敷地	宮城県岩沼市下野郷北長沼 4 土地 地表 ● m ²	・ 使用貸借契約 ・ 期間 1 年の自動更新 (告示範囲変更日迄)	<table><tr><th rowspan="2">用途</th><th rowspan="2">対象範囲</th><th colspan="2">義務の内容</th></tr><tr><th>契約方法・期間</th><th>貸付金額</th></tr><tr><td>航空保安大学校 岩沼研修センター研修用無線施設等敷地</td><td>宮城県名取市下増田字南原 土地 地表 3,595.41 m² 埋設管敷 1,172.87 m²</td><td rowspan="2">・ 使用貸借契約 ・ 期間 1 年の自動更新 (空港運営事業終了日迄)</td><td rowspan="2">・ 無償</td></tr><tr><td>航空保安大学校 岩沼研修センター敷地</td><td>宮城県岩沼市下野郷北長沼 4 土地 地下 ● m²</td></tr><tr><td>航空保安大学校 岩沼研修センター敷地</td><td>宮城県岩沼市下野郷北長沼 4 土地 地表 ● m²</td><td>・ 使用貸借契約 ・ 期間 1 年の自動更新 (告示範囲変更日迄)</td><td></td></tr></table>	用途	対象範囲	義務の内容		契約方法・期間	貸付金額	航空保安大学校 岩沼研修センター研修用無線施設等敷地	宮城県名取市下増田字南原 土地 地表 3,595.41 m ² 埋設管敷 1,172.87 m ²	・ 使用貸借契約 ・ 期間 1 年の自動更新 (空港運営事業終了日迄)	・ 無償	航空保安大学校 岩沼研修センター敷地	宮城県岩沼市下野郷北長沼 4 土地 地下 ● m ²	航空保安大学校 岩沼研修センター敷地	宮城県岩沼市下野郷北長沼 4 土地 地表 ● m ²	・ 使用貸借契約 ・ 期間 1 年の自動更新 (告示範囲変更日迄)	
用途	対象範囲	義務の内容																														
		契約方法・期間	貸付金額																													
航空保安大学校 岩沼研修センター研修用無線施設等敷地	宮城県名取市下増田字南原 土地 地表 12,771.25 m ² 埋設管敷 2,044.17 m ²	・ 使用貸借契約 ・ 期間 1 年の自動更新 (空港運営事業終了日迄)	・ 無償																													
航空保安大学校 岩沼研修センター敷地	宮城県岩沼市下野郷北長沼 4 土地 地表 ● m ²	・ 使用貸借契約 ・ 期間 1 年の自動更新 (告示範囲変更日迄)																														
用途	対象範囲	義務の内容																														
		契約方法・期間	貸付金額																													
航空保安大学校 岩沼研修センター研修用無線施設等敷地	宮城県名取市下増田字南原 土地 地表 3,595.41 m ² 埋設管敷 1,172.87 m ²	・ 使用貸借契約 ・ 期間 1 年の自動更新 (空港運営事業終了日迄)	・ 無償																													
航空保安大学校 岩沼研修センター敷地	宮城県岩沼市下野郷北長沼 4 土地 地下 ● m ²																															
航空保安大学校 岩沼研修センター敷地	宮城県岩沼市下野郷北長沼 4 土地 地表 ● m ²	・ 使用貸借契約 ・ 期間 1 年の自動更新 (告示範囲変更日迄)																														
別紙 8-2 第 15 条 第 2 項(2)	83	①当該情報を知る必要のある国若しくは運営権者の従業員、 <u>代理人、請負人</u> 若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、又は②当該情報を知る必要のある運営権者の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ国との間で合意された会社等若しくはそれらの従業員、 <u>代理人、請負人</u> 、若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、国及び運営権者と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合	①当該情報を知る必要のある国若しくは運営権者の従業員等若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、又は②当該情報を知る必要のある運営権者の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ国との間で合意された会社等若しくはそれらの従業員等若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、国及び運営権者と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合																													
別紙 9 2.	89	<table><tr><th>用途</th><th>対象範囲</th></tr><tr><td>農業用道路用地及び ふるさと農道敷地</td><td>宮城県名取市下増田字南原 土地 地表 159.90 m²</td></tr></table>	用途	対象範囲	農業用道路用地及び ふるさと農道敷地	宮城県名取市下増田字南原 土地 地表 159.90 m ²	<table><tr><th>用途</th><th>対象範囲</th></tr><tr><td>農業用道路用地及び ふるさと農道敷地</td><td>宮城県名取市下増田字南原 土地 地表 159.90 m² <u>埋設管敷 7.80 m²</u></td></tr></table>	用途	対象範囲	農業用道路用地及び ふるさと農道敷地	宮城県名取市下増田字南原 土地 地表 159.90 m ² <u>埋設管敷 7.80 m²</u>																					
用途	対象範囲																															
農業用道路用地及び ふるさと農道敷地	宮城県名取市下増田字南原 土地 地表 159.90 m ²																															
用途	対象範囲																															
農業用道路用地及び ふるさと農道敷地	宮城県名取市下増田字南原 土地 地表 159.90 m ² <u>埋設管敷 7.80 m²</u>																															

章・節	頁	修正前	修正後																																																								
別紙 9 2.	90	<table> <tr> <th rowspan="2">用途</th><th rowspan="2">対象範囲</th><th colspan="2">義務の内容</th></tr> <tr> <th>契約方法・期間</th><th>貸付金額</th></tr> <tr> <td>電力供給施設敷地 他</td><td>宮城県名取市下増田字南原 土地 電柱敷 8 本 支線敷 8 条 支柱敷 4 本</td><td>・ 普通借地契約 ・ 平成 36 年 3 月 31 日迄</td><td>・ 現行水準 ※</td></tr> <tr> <td>電気通信事業施設敷地</td><td>宮城県名取市下増田字南原 土地 埋設管敷 182.80 m² 電柱敷 3 本 支線敷 1 条 マンホール 1 個</td><td>・ 普通借地契約 ・ 平成 37 年 1 月 25 日迄</td><td>・ 現行水準 ※</td></tr> <tr> <td>電気通信事業施設敷地</td><td>宮城県名取市下増田字南原 土地 地下 10.89 m² 埋設管敷 1,802.37 m² マンホール 9 個 ハンドホール 1 個</td><td>・ 普通借地契約 ・ 平成 37 年 2 月 2 日迄</td><td>・ 現行水準 ※</td></tr> <tr> <td>管路埋設管敷地</td><td>宮城県名取市下増田字南原 土地 埋設管敷 16.07 m²</td><td>・ 普通借地契約 ・ 平成 38 年 2 月 2 日迄</td><td>・ 現行水準 ※</td></tr> </table>	用途	対象範囲	義務の内容		契約方法・期間	貸付金額	電力供給施設敷地 他	宮城県名取市下増田字南原 土地 電柱敷 8 本 支線敷 8 条 支柱敷 4 本	・ 普通借地契約 ・ 平成 36 年 3 月 31 日迄	・ 現行水準 ※	電気通信事業施設敷地	宮城県名取市下増田字南原 土地 埋設管敷 182.80 m ² 電柱敷 3 本 支線敷 1 条 マンホール 1 個	・ 普通借地契約 ・ 平成 37 年 1 月 25 日迄	・ 現行水準 ※	電気通信事業施設敷地	宮城県名取市下増田字南原 土地 地下 10.89 m ² 埋設管敷 1,802.37 m ² マンホール 9 個 ハンドホール 1 個	・ 普通借地契約 ・ 平成 37 年 2 月 2 日迄	・ 現行水準 ※	管路埋設管敷地	宮城県名取市下増田字南原 土地 埋設管敷 16.07 m ²	・ 普通借地契約 ・ 平成 38 年 2 月 2 日迄	・ 現行水準 ※	<table> <tr> <th rowspan="2">用途</th><th rowspan="2">対象範囲</th><th colspan="2">義務の内容</th></tr> <tr> <th>契約方法・期間</th><th>貸付金額</th></tr> <tr> <td>電力供給施設敷地 他</td><td>宮城県名取市下増田字南原 土地 電柱敷 7 本 支線敷 8 条 支柱敷 4 本</td><td>・ 普通借地契約 ・ 平成 36 年 11 月 8 日迄</td><td>・ 現行水準 ※</td></tr> <tr> <td>電力供給施設敷地</td><td>宮城県岩沼市下野郷北長沼 4 土地 電柱敷 2 本 支線敷 3 条 支柱敷 1 本</td><td>・ 普通借地契約 ・ 平成 37 年 6 月 20 日迄</td><td>・ 現行水準 ※</td></tr> <tr> <td>電力供給施設敷地</td><td>宮城県岩沼市下野郷北長沼 4 土地 地下 1,909 m²</td><td>・ 土地賃貸借契約 ・ 期間 1 年の自動更新 (空港運営事業終了日迄)</td><td>・ 現行水準 ※</td></tr> <tr> <td>電気通信事業施設敷地</td><td>宮城県名取市下増田字南原 土地 埋設管敷 182.80 m² マンホール 1 個</td><td>・ 普通借地契約 ・ 平成 37 年 1 月 25 日迄</td><td>・ 現行水準 ※</td></tr> <tr> <td>電気通信事業施設敷地</td><td>宮城県名取市下増田字南原 土地 地下 10.89 m² 埋設管敷 1,799.82 m² マンホール 10 個</td><td>・ 普通借地契約 ・ 平成 37 年 2 月 2 日迄</td><td>・ 現行水準 ※</td></tr> <tr> <td>管路埋設管敷地</td><td>宮城県名取市下増田字南原 土地 埋設管敷 16.07 m² 電柱敷 1 本 支線敷 1 条</td><td>・ 普通借地契約 ・ 平成 38 年 2 月 2 日迄</td><td>・ 現行水準 ※</td></tr> <tr> <td>電気通信事業施設敷地</td><td>宮城県岩沼市下野郷北長沼 4 土地 電柱敷 7 本 支線敷 9 条 地下 3.0 m²</td><td>・ 普通借地契約 ・ 平成 36 年 9 月 6 日迄</td><td>・ 現行水準 ※</td></tr> </table>	用途	対象範囲	義務の内容		契約方法・期間	貸付金額	電力供給施設敷地 他	宮城県名取市下増田字南原 土地 電柱敷 7 本 支線敷 8 条 支柱敷 4 本	・ 普通借地契約 ・ 平成 36 年 11 月 8 日迄	・ 現行水準 ※	電力供給施設敷地	宮城県岩沼市下野郷北長沼 4 土地 電柱敷 2 本 支線敷 3 条 支柱敷 1 本	・ 普通借地契約 ・ 平成 37 年 6 月 20 日迄	・ 現行水準 ※	電力供給施設敷地	宮城県岩沼市下野郷北長沼 4 土地 地下 1,909 m ²	・ 土地賃貸借契約 ・ 期間 1 年の自動更新 (空港運営事業終了日迄)	・ 現行水準 ※	電気通信事業施設敷地	宮城県名取市下増田字南原 土地 埋設管敷 182.80 m ² マンホール 1 個	・ 普通借地契約 ・ 平成 37 年 1 月 25 日迄	・ 現行水準 ※	電気通信事業施設敷地	宮城県名取市下増田字南原 土地 地下 10.89 m ² 埋設管敷 1,799.82 m ² マンホール 10 個	・ 普通借地契約 ・ 平成 37 年 2 月 2 日迄	・ 現行水準 ※	管路埋設管敷地	宮城県名取市下増田字南原 土地 埋設管敷 16.07 m ² 電柱敷 1 本 支線敷 1 条	・ 普通借地契約 ・ 平成 38 年 2 月 2 日迄	・ 現行水準 ※	電気通信事業施設敷地	宮城県岩沼市下野郷北長沼 4 土地 電柱敷 7 本 支線敷 9 条 地下 3.0 m ²	・ 普通借地契約 ・ 平成 36 年 9 月 6 日迄	・ 現行水準 ※
用途	対象範囲	義務の内容																																																									
		契約方法・期間	貸付金額																																																								
電力供給施設敷地 他	宮城県名取市下増田字南原 土地 電柱敷 8 本 支線敷 8 条 支柱敷 4 本	・ 普通借地契約 ・ 平成 36 年 3 月 31 日迄	・ 現行水準 ※																																																								
電気通信事業施設敷地	宮城県名取市下増田字南原 土地 埋設管敷 182.80 m ² 電柱敷 3 本 支線敷 1 条 マンホール 1 個	・ 普通借地契約 ・ 平成 37 年 1 月 25 日迄	・ 現行水準 ※																																																								
電気通信事業施設敷地	宮城県名取市下増田字南原 土地 地下 10.89 m ² 埋設管敷 1,802.37 m ² マンホール 9 個 ハンドホール 1 個	・ 普通借地契約 ・ 平成 37 年 2 月 2 日迄	・ 現行水準 ※																																																								
管路埋設管敷地	宮城県名取市下増田字南原 土地 埋設管敷 16.07 m ²	・ 普通借地契約 ・ 平成 38 年 2 月 2 日迄	・ 現行水準 ※																																																								
用途	対象範囲	義務の内容																																																									
		契約方法・期間	貸付金額																																																								
電力供給施設敷地 他	宮城県名取市下増田字南原 土地 電柱敷 7 本 支線敷 8 条 支柱敷 4 本	・ 普通借地契約 ・ 平成 36 年 11 月 8 日迄	・ 現行水準 ※																																																								
電力供給施設敷地	宮城県岩沼市下野郷北長沼 4 土地 電柱敷 2 本 支線敷 3 条 支柱敷 1 本	・ 普通借地契約 ・ 平成 37 年 6 月 20 日迄	・ 現行水準 ※																																																								
電力供給施設敷地	宮城県岩沼市下野郷北長沼 4 土地 地下 1,909 m ²	・ 土地賃貸借契約 ・ 期間 1 年の自動更新 (空港運営事業終了日迄)	・ 現行水準 ※																																																								
電気通信事業施設敷地	宮城県名取市下増田字南原 土地 埋設管敷 182.80 m ² マンホール 1 個	・ 普通借地契約 ・ 平成 37 年 1 月 25 日迄	・ 現行水準 ※																																																								
電気通信事業施設敷地	宮城県名取市下増田字南原 土地 地下 10.89 m ² 埋設管敷 1,799.82 m ² マンホール 10 個	・ 普通借地契約 ・ 平成 37 年 2 月 2 日迄	・ 現行水準 ※																																																								
管路埋設管敷地	宮城県名取市下増田字南原 土地 埋設管敷 16.07 m ² 電柱敷 1 本 支線敷 1 条	・ 普通借地契約 ・ 平成 38 年 2 月 2 日迄	・ 現行水準 ※																																																								
電気通信事業施設敷地	宮城県岩沼市下野郷北長沼 4 土地 電柱敷 7 本 支線敷 9 条 地下 3.0 m ²	・ 普通借地契約 ・ 平成 36 年 9 月 6 日迄	・ 現行水準 ※																																																								
別紙 13 2.	96	モニタリングの方法については、セルフモニタリングの方法や提案書類を踏まえ、本契約締結後、ビル施設等事業開始日までに国が定めるものとする。	モニタリングの方法については、セルフモニタリングの方法や提案書類を踏まえ、本契約締結後、ビル施設等事業開始<u>予定</u>日までに国が定めるものとする。																																																								

仙台空港特定運営事業等 基本協定書（案）

章・節	頁	修正前	修正後
第 10 条	8	国及び優先交渉権者構成員は、本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、裁判所又は監督官庁により開示が命ぜられた場合、優先交渉権者構成員が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合、国が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）等に基づき開示する場合、並びに①当該情報を知る必要のある国若しくは優先交渉権者構成員の従業員、<u>代理人、請負人</u>若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、又は②当該情報を知る必要のある優先交渉権者構成員の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ国との間で合意された会社等若しくはそれらの従業員、<u>代理人、請負人、</u>若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、国及び優先交渉権者構成員と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合は、この限りでない。	国及び優先交渉権者構成員は、本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、裁判所又は監督官庁により開示が命ぜられた場合、優先交渉権者構成員が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合、国が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）等に基づき開示する場合、並びに①当該情報を知る必要のある国若しくは優先交渉権者構成員の従業員<u>等</u>若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、又は②当該情報を知る必要のある優先交渉権者構成員の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ国との間で合意された会社等若しくはそれらの従業員<u>等</u>若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、国及び優先交渉権者構成員と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合は、この限りでない。

章・節	頁	修正前	修正後
別紙 2 9.	13	当社は、本誓約書に関する事項につき、裁判所により開示が命ぜられた場合、当社が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合、又は①当該情報を知る必要のある当社の従業員、<u>代理人、請負人</u>若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、若しくは②当該情報を知る必要のある当社の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ国との間で合意された会社等若しくはそれらの従業員、<u>代理人、請負人</u>、若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、当社と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合を除き、国の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本誓約書の目的以外には使用しないこと。	当社は、本誓約書に関する事項につき、裁判所により開示が命ぜられた場合、当社が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合、又は①当該情報を知る必要のある当社の従業員<u>等</u>若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、若しくは②当該情報を知る必要のある当社の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ国との間で合意された会社等若しくはそれらの従業員<u>等</u>若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、当社と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合を除き、国の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本誓約書の目的以外には使用しないこと。

仙台空港特定運営事業等 様式集及び記載要領

章・節	頁	修正前	修正後
様式 10-G-3	48	※①から③の項目ごとに <u>1 枚</u> （最大 5 件）を上限とする。	※①から③の項目ごとに <u>2 頁</u> （最大 5 件）を上限（添付資料は含まない。）とする。
様式 10-I	51	運営権対価の予定額¥ _____	運営権対価の予定額¥ _____ (消費税の額及び地方消費税の額を含まない金額)
様式 15	60	※代表者名及び印鑑は、権限規程に基づく決裁者のものとしてください。 ※金額の記載は、アラビア数字を使用してください。また、金額を訂正したものは無効となるので、ご注意ください。	※代表者名及び印鑑は、権限規程に基づく決裁者のものとしてください。 ※金額の記載は、アラビア数字を使用してください。また、金額を訂正したものは無効となるので、ご注意ください。 <u>※消費税の額及び地方消費税の額を含まない金額を記載してください。</u>